

京都市歴史資料館事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第102号

京都市歴史資料館事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市歴史資料館事務分掌規則の一部を次のように改正する。

「館長  
第1条第1項中 担当係長 若干人 を 「館長  
その他の職員 若干人」 に改め、  
その他の職員 若干人」

同条第2項中「又は担当課長補佐」を「、担当課長補佐又は担当係長」に改め、同条に次の1項を加える。

3 担当課長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)